



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 健康よもやま話

#### 【第二回】 マーガリンの恐怖の巻

今回は少しショッキングな話題です。  
普段口にするマーガリン、実は多くの先進国では「毒物」として扱われているらしいのです。つまり販売規制、表示義務の対象とされ、たとえばデンマーク、オランダでは販売禁止、アメリカでは一定の表示が義務付けられています。



トーストといえばマーガリンですが…

ではなぜマーガリンが危険なのか？それはマーガリンに10%前後含まれる「トランス脂肪酸」に起因します。「トランス脂肪酸」とは強力な化学処理で生まれる(つまり自然には存在しない)脂肪酸で、「プラスチック食品」「狂った油」とも呼ばれています。

このトランス脂肪酸、米国医学学会の発表で、悪玉コレステロールを増やすだけでなく、善玉コレステロールを減らすダブルのマイナス効果が明らかになりました。このマイナス効果が、心臓病のリスクを高める、免疫機能を弱らせる、発ガン性、認知機能低下などの障害を惹き起こすことに繋がるわけです。

そもそもマーガリンは、フランスで19世紀にバター不足になったとき、ナポレオン3世がその代替品を募集して採用したことで誕生したそう。バターは動物性脂肪であるのに対し、マーガリンは植物油を原料としているのだからヘルシーに違いないと考え、バターを極力避けてその代わりにマーガリンを使う、といったご家庭は多いのではないのでしょうか。かくいう私も、トーストにはこれでもかというほど塗りたくって食べるし、イモをふかしては塗り、モチを焼いては塗り、といった具合にありとあらゆるものに塗って食べます。体に悪いものほどおいしいといったところでしょうか。

ただ、多くの先進国では「毒物」として扱われているにもかかわらず、日本では厚生労働省が危険だと認めていないのは何ともいえないところですね。

なかむら のりこ  
(中村 慎子)

#### トランス脂肪酸とは

サラダ油のように常温では液体の植物油脂を、ラードのように固体化させるため、「水素添加」と呼ばれる化学処理によって分子構造が変化した油脂のこと。

別名「プラスチック食品」「狂った油」。

マーガリンやショートニングに多く(10%前後)含まれ、また原材料の一部として多くの加工食品に使用されています。

**情報会員募集中** 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

## Question (税抜経理のメリット)

当社は、資本金10百万円の中小企業者で、税込経理を行っています。  
先般、290,000円(税込価格304,500円)のコピー機を購入して使用開始しましたが、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を利用して、取得価額相当額を一時に損金算入することができますか？

## Answer

貴社は、税込経理を行っているため、減価償却資産の取得価額が30万円未満であるかどうかの判定は、税込金額で行うことになります。  
ご質問の事例の場合、コピー機の購入価格が税込金額で30万円以上であるため、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を利用することはできず、通常の減価償却資産として取り扱うことになります。

## 解説



### <少額減価償却資産等の取り扱い>

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を平成15年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得などして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。(朝日だより第22号参照)

税込経理の場合、取得価額が30万円未満であるかどうかは、税込金額で判定します。

通常の少額減価償却資産(10万円未満)、一括償却資産(20万円未満)の取得価額についても、税込経理の場合は、税込金額で判定することになります。

従って、税込経理よりも税抜経理を行った方が、これらの特例の対象資産の範囲が広がることとなり、所得計算上有利になります。

### <少額飲食費の交際費除外の取り扱い>

平成18年税制改正により、平成18年4月1日以降開始する事業年度から、一定の要件のもとに、1人当たり5,000円以下の飲食費を交際費等の範囲から除外できることとなりました。この1人当たりの飲食費が5,000円以下であるかどうかは、税込経理を行っている場合には、税込金額で判定することになります。

従って、税込経理よりも税抜経理を行った方が、交際費等から除外される飲食費の範囲が広がることとなり、所得計算上有利になります。

## 根拠条文等

消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて 九 (少額の減価償却資産の取得価額等の判定)

交際費等(飲食費)に関するQ&A(Q11) (支出する費用に係る消費税等の額)